

京都市発達障害者支援センター運営業務委託に係る指定に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この取扱要綱は、発達障害者支援法（以下「法」という。）第14条第1項及び京都市発達障害者支援センター運営事業実施要綱第2条第2項に基づく発達障害者支援センター（以下「センター」という。）の委託における指定（以下「指定」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

(指定の基準)

第2条 市長は、申請者が次に掲げる指定の基準のすべてを満たしている事業者に関し、指定することができる。

一 法第14条第1項各号に掲げる業務に関して、直近3年間で類似事業等での運営実績を有していること。

二 次の職員を常勤で配置する体制を整えることができること。

ア センターの管理責任を行う職員

センターの運営に必要な知識及び経験を有する者

イ 相談支援を担当する職員

社会福祉士であつて、発達障害児（者）の相談支援について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と市長が認める者

ウ 発達支援を担当する職員

発達障害児（者）の心理的判定及び発達支援について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と市長が認める者

エ 就労支援を担当する職員

発達障害児（者）の就労について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と市長が認める者

三 前号の職員は、各1名以上の配置とし、合計で13名以上の体制を構築できること。

四 センター業務を安定的かつ継続的に行うために、直近3年間、センター運営事業委託費相当額の積立金を保有するなど、事業の実施に必要な資金を有していること。

(2) 前項の申請は、第1号様式を用いて行うものとする。

(指定)

第3条 前条第1項に規定する基準をすべて満たすと認められる場合、市長は第2号様式を用いて法第14条第1項に基づく指定の通知を行い、基準を満たしていないと認められる場合、第3号様式を用いて指定しないことの通知を行うものとする。

2 前項の指定において、複数の申請がある場合、市長はもっとも優れている一者のみを指定するものとする。

3 第1項の指定の期間は、指定の日から1年間とする。

(その他)

第4条 この要綱の施行に関し必要な事項については、こころの健康増進センター所長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和7年7月3日から施行する。

2 第3条第3項の指定期間に関して、令和7年度に指定を行う場合は、その期間は令和8年3月31日までとする。